

大 個 審 第 5 2 号
(答 申 第 2 8 2 号)
平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 角 松 生 史

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 8 日 付 け 環 衛 第 1 5 8 9 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 浄 化 槽 の 設 置 及 び 廃 止 等 に 係 る 情 報 の 指 定 検 査 機 関 へ の 提 供 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実施機関において、指定検査機関へ提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 2 提供する個人情報については、浄化槽の法定検査の受検啓発及び法定検査の結果不適正となった浄化槽の管理者に対する改善指導のための必要最小限のものに限定すること。
- 3 指定検査機関に対して、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止など、個人情報保護措置を徹底させること。
- 4 指定検査機関に対して、提供した個人情報について、目的外に利用及び提供することがないように徹底し、不要となった個人情報については、速やかに廃棄又は消去するよう徹底させること。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

角松生史、上田健介、江口文子、熊和子、熊本理抄、野田崇